

活動支援金の交付を受ける上での留意事項等【重要】

横浜こどもスポーツ基金の活動支援金を受けるにあたり、以下の手続きが必要になります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告について

横浜こどもスポーツ基金からの活動支援金は、一般的には所得税法上の雑所得に該当するため、原則として確定申告を行う必要があります(注1)。
詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせください。

(注1) 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下などの場合には、確定申告を行う必要はありません。

雑所得(事業所得)の金額の計算方法

- 雑所得(事業所得)の金額 = 総収入金額 - 必要経費
- 総収入金額: 交付決定を受けた活動支援金が対象となります。
例: 令和6年中に交付決定を受けた活動支援金は、全額、令和6年分の所得になります。
- 必要経費: 当該スポーツ活動に直接要する費用が必要経費になります。

(参考) 必要経費として認められる例

スポーツ用具費、練習場借料、テーピングなどの消耗品費、サプリメントなどの栄養費(食費は除く)、大会会場へスポーツ用具を送る際の用具運搬費、大会や合宿への参加費、大会や合宿・練習へ参加するための旅費・宿泊費・指導者への謝金など

扶養者の扶養控除について(受給者(選手)が親族等に扶養されている場合)

受給者(選手)の合計所得金額が48万円を超える場合には、その受給者(選手)は所得税法上、扶養控除の対象となる「扶養親族」に該当しません。

活動支援金の交付に伴い、受給者(選手)の合計所得金額の見積額が48万円を超え、扶養者(選手の親族等)が「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を勤務先に提出している場合は、当該申告書を訂正する必要があります。詳しくは、勤務先のご担当者にお問い合わせください。

健康保険について(受給者(選手)が親族等に扶養されている場合)

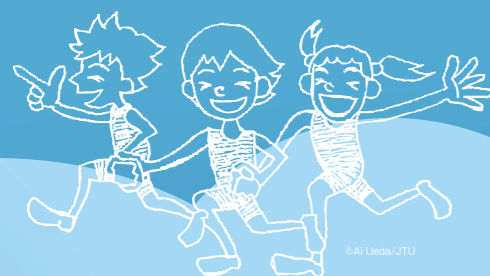
合計所得金額により、健康保険が扶養対象者から外れ、受給者(選手)自身が国民健康保険を支払うこととなります。詳しくは、扶養者(選手の親族等)が加入している健康保険及び市区町村の国民健康保険の担当課へご確認ください。



©Ai Ueda/JTU

令和6年度 ドリームアスリート募集要項

公益財団法人横浜市スポーツ協会
横浜こどもスポーツ基金



横浜こどもスポーツ基金
Yokohama Children Sports Foundation

横浜こどもスポーツ基金 検索

<https://yokohama-csf.jp/>



横浜こどもスポーツ基金とは？

「横浜こどもスポーツ基金」は、障害のあるこども達等へ「スポーツ」を通じて、夢と希望を持って育ち、身近な地域でスポーツ活動に参加できる環境づくりを行うことを目的に、「横浜トライアスロン」をきっかけにジョンソン株式会社からの寄附により2013年6月に誕生しました。



I. 概要

1 目的

障害のある子ども達の目標となり、横浜から世界で活躍する選手を輩出するために、全国大会や国際大会に出場実績のある横浜ゆかりの選手をドリームアスリートとして指定し、選手が競技活動に専念できるように活動支援金を交付します。

2 対象者

ドリームアスリートは、次のすべての条件を満たす者とします。

- ア 日本パラリンピック委員会加盟競技団体の登録選手であること
- イ 指定を受ける前年度または前々年度に全国大会や国際大会等での実績^{※1}があること
- ウ 令和6年度4月1日に20歳未満であること。または、令和5年度にドリームアスリートであり、かつ令和6年の4月1日に24歳未満であること
- エ 横浜ゆかり^{※2}の選手であること
- オ ドリームアスリートの指定を受けることに関し、保護者^{※3}の同意を得られていること
- カ 所属の競技団体からの推薦を得られていること

※1 実績とは

- 世界大会、アジア大会等の国際大会に日本代表として出場した場合
- 世界大会、アジア大会等の国際大会に日本代表として選抜された場合(団体競技)
- 日本パラリンピック委員会(以下JPC)またはJPC加盟競技団体、もしくは、日本障がい者スポーツ協会(以下JPSA)が指定する強化指定選手
- JPC または JPC 加盟競技団体、もしくは、JPSA が主催する全国大会の優勝者(1位)
- JPC または JPC 加盟競技団体、もしくは、JPSA が主催する全国大会の優勝チーム(1位)の選手(団体競技)

大会基準

- JPC が連携を図っている国際組織・国際障がい別競技団体が主催、または共催する大会を「世界大会」、アジア地域組織が主催、または共催する大会を「アジア大会等の国際大会」という。
- JPC 連携競技団体
国際パラリンピック委員会：IPC
国際車いす・切断者スポーツ連名：IWAS
国際脳性麻痺者スポーツ・レクリエーション協会：CPISRA
国際視覚障がい者スポーツ連盟：IBSA
国際知的障がい者スポーツ連盟：Virtus
国際ろう者スポーツ委員会：ICSD
アジアパラリンピック委員会：APC

※2 横浜ゆかりとは

横浜市内在住、在勤、在学のほか、横浜市内の中学校、高等学校、特別支援学校等の卒業生。ただし、卒業生は保護者が横浜市内に在住していること。

※3 保護者とは

未成年者の親権者のほか、法律等によりその者を監督、保護する義務を負う者をいう。

3 支援内容

活動支援金

競技活動に専念する資金について、活動支援金を交付します。活動支援金の上限額及び募集予定人数は、次の表に掲げるものとします。

令和6年度活動支援金の一人あたりの上限額	120万円	令和6年度募集予定人数	若干名
----------------------	-------	-------------	-----

4 指定期間

ドリームアスリートの指定期間は、指定が決定した日から令和7年3月31日までの期間とします。

5 指定

横浜子どもスポーツ基金運営委員会において、申請内容を横浜子どもスポーツ基金ドリームアスリート支援要綱に基づき審査し、指定します。

6 指定の解除について

ア 次のいずれかに該当した場合、ドリームアスリートの指定を解除します。

- 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合
- 世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング規程及びスポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成31年3月文部科学大臣決定)を遵守していないと認められる場合
- 刑事事件で有罪判決が確定した場合
- その他、公序良俗に反する言動をした場合

イ ドリームアスリートの指定を解除された場合は、活動支援金の一部又は全部を返還していただきます。

7 活動報告

令和7年4月30日までに活動内容をまとめたドリームアスリート活動実施報告書(様式7)を、横浜子どもスポーツ基金事務局に提出してください。

8 責務

ドリームアスリートは、競技活動に支障のない範囲内で、次の活動や事業等に積極的に協力する責務を負います。

- ア 広報活動
- イ 各種事業の指導及び指導補助
- ウ 基金に関するイベント等の事業
- エ 募金活動

II. 手続きの流れ

1 申請書類

- ア ドリームアスリート指定申請書 様式1
- イ ドリームアスリート推薦書 様式2
- ウ 申請内容を確認するための書類(これまでの主な競技成績を証明できる賞状等の写し)
- エ ドリームアスリート活動計画書 様式3
- オ 誓約書 様式5 (指定後にご提出ください)

2 申込期間

令和6年1月26日から令和6年2月21日まで

※申請受理後、横浜子どもスポーツ基金事務局より申請内容の確認を行う場合があります。

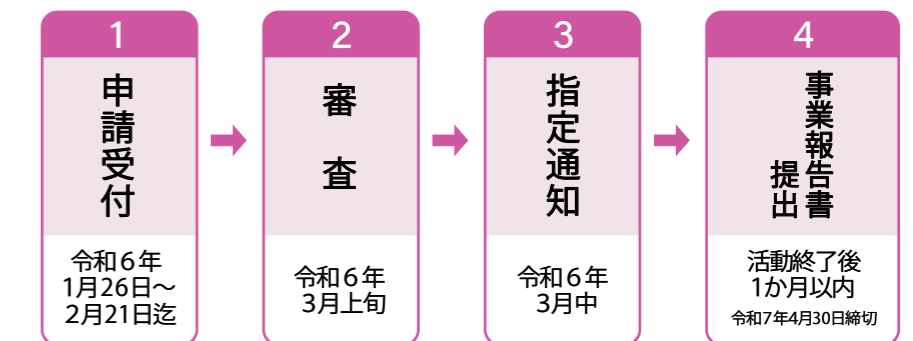
3 申込方法

次の申込み先まで郵送、またはご持参ください。

4 申込先

(公財)横浜市スポーツ協会 横浜子どもスポーツ基金事務局(スポーツ事業部内)
〒231-0015 横浜市中区尾上町6-81 ニッセイ横浜尾上町ビル1階
TEL : 045-640-0012
電話問合せ：平日の9時から17時まで(土日・祝日・年末年始12月29日から1月3日は休所日)

5 交付までのながれ



注意事項

- 活動支援金は、横浜子どもスポーツ基金に寄付をしていただいている方からの貴重な財源であることに特に留意し、支援金の交付の目的に従って誠実に活動をするように努めてください。
- 活動支援金は、一般的には所得税法上の雑所得に該当するため、原則として確定申告を行う必要があります(裏面を参照ください)。詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせください。
- 各様式は、当基金ホームページ(<https://yokohama-csf.jp/>)内のファイルをダウンロードのうえ、ご利用ください。